

## 理事、監事及び評議員の報酬等の支給に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）の理事、監事及び評議員の報酬等の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等を支給する理事及び監事の範囲)

第2条 定款第27条第1項ただし書に規定する別に定める理事とは、定款第21条第4項に規定する代表理事及び業務執行理事とする。

2 定款第27条第1項ただし書に規定する別に定める監事とは、協会を主たる勤務先として協会の通常の監査を行う者とする。

### (報酬等)

第3条 前条第1項の理事のうち、常勤の理事には、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、常勤の理事のうち兵庫県から派遣された職員に対する手当の支給は、協会が兵庫県と締結した職員の派遣に関する協定によるものとする。

2 前条第1項の理事のうち、非常勤の理事（兵庫県職員が兼務する理事を除く。）には、報酬を支給する。

3 前条第2項の監事（兵庫県職員が兼務する監事を除く。）には、報酬を支給する。

### (報酬等の額及び支給方法)

第4条 前条第1項の常勤の理事、同条第2項の非常勤の理事及び第3項の監事に支給する報酬等（通勤手当を除く。）の額は、別表の額の範囲内で評議員会において定める。

2 前条第1項の地域手当及び通勤手当の額は、職員給与規程に定める例により算定して得た額とする。

3 前条第1項の期末手当の額は、兵庫県特別職に属する常勤の職員の例による。

4 報酬等の支給方法その他必要な事項については、兵庫県職員の例による。

### (旅費)

第5条 理事、監事及び評議員が協会の用務のため旅行したとき、又は招集に応じたときは、旅費を支給する。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

区分	旅費の額
理事長	兵庫県特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例に定める額
副理事長 専務理事 常務理事 その他の理事 監事 評議員	兵庫県職員等の旅費に関する条例中10級又は9級の職務にある者の相当額

3 旅費の支給方法その他必要な事項については、兵庫県職員の例による。

(兵庫県派遣職員の特例)

第6条 理事のうち、兵庫県から派遣された職員の旅費については、前条第2項の規定にかかわらず、当該職員の兵庫県における職務の級によることとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。

2 役員等の給与及び旅費規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

区 分	勤務形態	年額報酬等
理事長（常勤）	週5日	9,000,000円以内
専務理事（常勤・派遣）	週5日	3,000,000円以内
監事（非常勤）	週3日	3,000,000円以内